資料２．

平成 29 年 6 月 22 日

小林様

三田市立図書館

お尋ねについて（回答）

平成 29 年 6 月 17 日付けで指摘のありました標記のことについて、下記の通り回答いたします。

ご指摘内容：３通りの「返却期日」が案内された件のご説明

⇒ １．正しい返却期日は、6 月 21 日となります。

裏表紙に「貸出のお願い」が貼ってあり、そこに記載の「6 月 21 日(水)までに返却してください」が相互貸借時の貸出館への返却期日となります。

２．はがき記載の 6 月 23 日の返却期日、帳票記載の 7 月 1 日は、双方とも当館の不備です。

6 月 23 日に関しましては、今回の相互貸借の返却期日を確認せず、はがき処理した不備です。

7 月 1 日に関しましては、相互貸借の返却期日に変更せず、通常貸出期日のまま帳票を作成した不備です。

上記２つの不備に関しましてはお詫び致しますと共に、三田市立図書館内に再度運用周知を徹底し、再発防止に務めます。

ご質問内容：

① 自館本と他館本の貸出期間

⇒ 自館 ： 3 週間、但し、長期休館の場合は延長

他館 ： 相互貸借館の貸出条件による

② 貸出期限の起算日

⇒ 相互貸借館の貸出日

③ 貸出期間の起算日

⇒ ②の貸出期限の起算日と同じです。

ご質問内容が、貸出期日の設定と理解し報告致します　自館 ： ①の期間で算出

他館 ： 相互貸借館の貸出期限より、物流を配慮し、逆算して算出

④ 神戸中央図書館の蔵書

⇒ 同様の対応をしています。

以上